

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和 2 年 1 月 20 日
四国地方整備局

「第 1 回 四国 6 水系既存利水ダムの洪水調節機能の強化に向けた協議の場」を開催します。

四国地方整備局は、令和元年 12 月 12 日に定められた「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」を踏まえ、地域のさらなる安全・安心の確保を図るべく、四国内の 6 つの一級水系にある関係機関（河川管理者とダム設置者等）と連携して、既存利水ダムの洪水調節機能を強化するための協議の場を設置します。
（協議の場で対象とする 6 水系は、利水ダムが存在しない水系（肱川・土器川）を除く水系（吉野川・那賀川・物部川・仁淀川・渡川・重信川）です。）

記録的豪雨災害となった平成 30 年 7 月豪雨や昨年の台風第 19 号等を踏まえ、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用できるよう、関係省庁の密接な連携の下、速やかに必要な措置を講じることとした「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」が昨年 12 月 12 日に「既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議」で定められました。

<第 1 回 協議の場>

日 時：令和 2 年 1 月 22 日（水）15:00~17:00
場 所：高松サンポート合同庁舎北館 13 階 1306・1307 会議室
（香川県高松市サンポート 3 番 33 号）

- 内 容：（1）協議の場の構成について
（2）四国 6 水系既存利水ダムの洪水調節機能の強化に向けての当面の取組み
（3）その他

そ の 他：・協議の場は、報道機関を通じて公開いたします。（会場の都合により一般の方はご来場できません）。
・協議の場での配布資料等は、ウェブサイトに掲載します。

※その他、取材に関する詳細は、別添資料をご覧ください。

※本施策は、四国圏広域地方計画【No.1 南海トラフ地震を始めとする大規模自然災害等への「支国」防災力向上プロジェクト】の取組に該当します。

<問い合わせ先> ◎: 主たる問い合わせ先
国土交通省 四国地方整備局 河川部 河川管理課 TEL: 087-811-8320
課 長 渡邊 健二（内線：3751）
◎河川保全専門官 鎌田 卓（内線：3524）

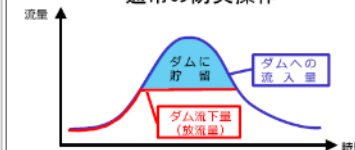
令和元年台風第 19 号におけるダムの防災操作の状況

- 令和元年台風第 19 号において、国土交通省所管ダムでは、146 ダムで洪水調節を実施し、下流域の浸水被害の軽減を図ったところ。（このうち 33 ダムで事前放流を実施）
- 一方で、そのうち 6 ダムについては、洪水調節容量を使い切る見込みとなり、ダムへの流入量と放流量を同程度とする異常洪水時防災操作へ移行。

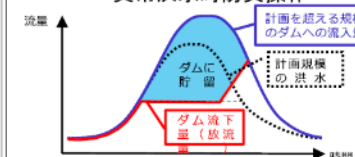
異常洪水時防災操作実施ダム位置図



通常の防災操作



異常洪水時防災操作



※異常洪水時防災操作とは、計画を超える規模の出水によりダムの洪水調節容量を使い切る可能性が生じた場合、放流量を徐々に増加させ、流入量と同程度を放流する操作

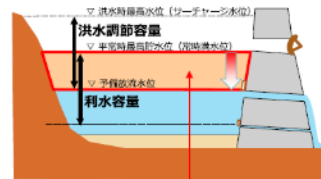
（参考）予備放流と事前放流

- 洪水が予測される場合、事前にダムの貯水を放流し、水位を下げる。

【予備放流】

建設時の費用負担に基づき、通常時は利水用途に使い、洪水時は治水用途に義務的に使うこととしている容量から、洪水前に貯留水を放流して水位を低下。

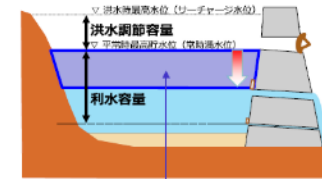
※河川法に基づく操作規則に位置づけられている。



洪水調節容量と利水容量を兼ねる容量を使用

【事前放流】

建設段階で河川管理者は費用を負担していないものの、利水者の協力（了解）がある場合に、対価なしで利水容量の一部を治水用途に使わせてもらい、洪水前にその貯留水を放流して水位を低下。



利水容量を一時的に使用